

【資料2】

平成27年度主な事業

障がい福祉課

平成27年3月

目 次

【障がい福祉課】

1. 基幹相談支援センター事業
2. 地域活動支援センター事業費（Ⅰ型）
3. 地域活動支援センター事業費（Ⅲ型）
4. 日常生活用具給付費
5. 強度行動障がい者（児）支援職員育成事業
6. 児童発達支援センター運営費
7. 農業を活用した障がい者雇用促進事業

【こころの健康センター】

8. 精神科救急医療システム事業費
9. 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
10. 自殺総合対策事業費

1. 基幹相談支援センター事業

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
74, 231 千円	117, 000 千円	42, 769 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>従来からの障がい者に対する一般相談支援に加え、施設等からの地域移行促進に係るコーディネート業務や、権利擁護・虐待防止にかかる啓発や研修、相談支援事業所等に対する研修を通じた人材育成や助言指導などの業務を付加し、障がい者総合支援法第77条の2に基づく「基幹相談支援センター」として相談支援体制を強化することにより、障がい者が安心して地域で暮らせる体制を整えます。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>「一般相談（総合的・専門的な相談支援）」に加え、以下の業務を実施します。</p> <p>①地域移行・地域定着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設および精神科病院等からの相談対応 ・施設入所者相談会 ・関係機関との連携会議 ・障がい者支援施設、精神科病院等と指定一般相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等との間の連絡調整（コーディネート機能） <p>②権利擁護・虐待防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談対応、成年後見制度利用支援 ・虐待防止啓発 <p>③地域の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業所への助言・指導 ・相談支援従事者等への研修 ・新潟市障がい者相談員への活動支援 <p>④（仮称）共に生きる新潟市づくり条例相談機関</p> <p>【財源措置】</p> <p>地域生活支援事業費補助金（相談支援機能強化事業）…国1/2、県1/4</p>		

2. 地域活動支援センター事業費（Ⅰ型）

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
24,181 千円	43,730 千円	19,549 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>地域活動支援センター（Ⅰ型）に対して運営費の一部を補助し、障がい者の自立及び地域での生活を支援します。</p> <p>平成 27 年 4 月より、1 施設を新規開設（中央区東地区総合庁舎）し、市内 2 カ所に設置。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>（１）基礎的事業</p> <p>創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する等の事業。</p> <p>（２）機能強化事業</p> <p>精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域社会基盤との連携強化、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。</p> <p>【財源措置】</p> <p>地域生活支援事業費補助金（地域活動支援センター機能強化事業）…国 1/2、県 1/4</p>		

3. 地域活動支援センター事業費（Ⅲ型）

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
492,406 千円	505,581 千円	13,175 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>地域活動支援センター（Ⅲ型）に対して運営費を補助し、障がい者の自立及び地域での生活を支援します。</p> <p>補助金交付基準について、補助金の交付申請時の利用登録人数と一日あたりの実利用人数に乖離があったことから、平成 27 年度より下記のとおり見直しを行いました。</p> <p>＜見直し前＞4 月 1 日現在の利用登録人数を基準とし定額で補助</p> <p>＜見直し後＞利用実績に応じた日額単価方式を導入（3 年間の激変緩和措置あり）。</p> <p>【事業の内容】</p>		

(1) 基礎的事業

創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する等の事業。

- ・補助対象:事務費(人件費等)、事業費(需用費、備品購入費等)、土地・建物費等
- ・補助基準:利用者1人当たり日額3,690~5,480円、土地・建物借上費1,851,000円、初年度施設整備費300,000円、送迎加算270円(片道)、特別事業費200,000~350,000円

(2) 機能強化事業

地域のサポート相談事業(欠席した利用者への相談支援、地域住民への福祉サービス等の説明、施設等の案内等)

- ・補助基準:相談1件当たり500~1,000円

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金(地域活動支援センター機能強化事業)…国1/2、県1/4

4. 日常生活用具給付費

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
158,151 千円	166,919 千円	8,768 千円

【事業の概要】

在宅の重度障がい者(児)が日常生活を容易にするため、障がいの内容や家庭の状況等により日常生活用具を給付します。

【事業の内容】

障がいがあることで必要となる日常生活用具を給付します。また、平成27年度より、人工喉頭(人工鼻)を日常生活用具の給付品目に追加します。

【財源措置】

地域生活支援事業費補助金(日常生活用具給付等事業)…国1/2、県1/4

5. 強度行動障がい者（児）支援職員育成事業

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①												
0 千円	5,075 千円	5,075 千円												
<p>【事業の概要】</p> <p>施設・事業所の職員に対し、専門研修への参加にかかる費用の助成を行うとともに、実際に強度行動障がい者（児）を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者（児）を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、強度行動障がい者（児）及びその家族が安心して暮らせる環境を整えます。</p> <p>【事業の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県研修受講料等補助</td> <td>「強度行動障害支援者養成研修（主催：新潟県）」を受講する場合、受講料等を補助します</td> <td>204 千円</td> </tr> <tr> <td>実地研修開催委託</td> <td>強度行動障がい者（児）の支援実績を有する事業に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します</td> <td>3,240 千円</td> </tr> <tr> <td>実地研修受講補助</td> <td>実地研修へ職員を派遣する事業所に対し補助します</td> <td>1,631 千円</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	内 容	事業費	県研修受講料等補助	「強度行動障害支援者養成研修（主催：新潟県）」を受講する場合、受講料等を補助します	204 千円	実地研修開催委託	強度行動障がい者（児）の支援実績を有する事業に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します	3,240 千円	実地研修受講補助	実地研修へ職員を派遣する事業所に対し補助します	1,631 千円
事業名	内 容	事業費												
県研修受講料等補助	「強度行動障害支援者養成研修（主催：新潟県）」を受講する場合、受講料等を補助します	204 千円												
実地研修開催委託	強度行動障がい者（児）の支援実績を有する事業に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します	3,240 千円												
実地研修受講補助	実地研修へ職員を派遣する事業所に対し補助します	1,631 千円												

6. 児童発達支援センター運営費

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
0 千円	32,792 千円	32,792 千円
<p>平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、ひしのみ園は「知的障害児通園施設」から「福祉型児童発達支援センター」となり、「児童発達支援」とともに、地域で暮らす障がい児やその家族に対する相談、障がい児を預かる施設への援助や助言を行うなどの「地域の支援」に努めなければならないこととされました。</p> <p>また、本市の療育支援体制の強化を図るにあたり、地域の中核的な療育支援機関の設置が求められていたことから、ひしのみ園と幼児ことばところの相談センターを統合し、平成 27 年 4 月 1 日付けで児童発達支援センターを開設します。</p> <p>児童発達支援センターでは、障がいのある就学前の子どもを対象に通所による日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練など、情緒の安定と自立に必要な支援を提供するとともに、子どもやその家族からの相談窓口となるだけでなく、子どもが通う保育所や幼稚園などの施設や、各区で実施している療育事業への援助・助言を行うなど、地</p>		

域への支援にも積極的に取り組んでいきます。

【事業の内容】

○児童発達支援センターの機能

- ①通所利用による療育支援（児童発達支援）
- ②障がい児の相談、援助等
- ③地域（各区）の療育教室等への指導、助言、参加
- ④保育園等施設職員への助言等による支援
- ⑤障がい児のサービス等利用計画の作成＜新規事業＞
- ⑥障がい児支援利用計画の作成＜新規事業＞

【財源措置】

国庫支出金・県支出金・使用料・雑入

7. 農業を活用した障がい者雇用促進事業

①H26 予算額	②H26. 2 補正額	②-①
0 千円	13,000 千円	13,000 千円

【事業の概要】

労働力不足の農家と就労を希望する障がい者を結びつけるため、両者をつなぐコーディネーター（2名）の配置や、障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対する助成制度を創設するなどし、障がい者の就農を促進することで地域特性を生かした職域の拡大を図ります。

【事業の内容】

- ①新潟市障がい者就業支援センター内に「あぐりサポートセンター」として、コーディネーターを2名配置。農作業受注・調整窓口、農作業支援、農家開拓などを実施。
- ②施設外就農助成制度（福祉施設へ農作業を委託した農家に対し、1日3,000円を助成）を新設
- ③農福連携セミナーや障がい者雇用農家見学会を開催
- ④周知用パンフレット作成

8. 精神科救急医療システム事業費

①H26 予算額	②H27 予算額	②—①
27,847 千円	27,956 千円	110 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>急激な精神変調を生じた市民がいつでも安心して精神科医療機関に受診することができるよう、精神科医療機関が休診となる平日夜間、休日において、県内の精神科医療機関が輪番で救急体制を確保します。</p> <p>また、「精神科救急情報センター」において、緊急に精神科医療が必要な方から相談を受け、適切な助言を行うと共に、受診可能な医療機関を紹介するなど、より円滑な受診体制を提供します。（県と合同実施）。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>(1) 病院群輪番制による精神科救急医療体制の確保（休日昼間・夜間）</p> <p>(2) 精神科救急情報センターの運営</p> <p>(3) 精神医療相談窓口の運営</p> <p>(4) 精神科救急システム連絡調整委員会の実施</p> <p>(5) 精神科救急医療・精神科救急情報センターに関する普及啓発</p> <p>【財源措置】</p> <p>精神科救急医療体制整備事業費…国 1/2 （県と人口案分 市 1/3, 県 2/3）</p>		

27 年度 北ブロック 夜間当番表 （休日昼間は市内の病院の輪番で対応します）

月	火	水	木	金	土	日
主に ※南浜病院 及び県北 ブロック 病院	県北 ブロック病 院	※南浜 病院	主に ※南浜 病院 及び新潟 ブロック 病院	主に新潟ブロック病院 (一部県立新発田病院)		

※南浜病院は精神科救急基幹病院（圏域内で基幹的な役割をはたす病院）

9. 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
682 千円	682 千円	0 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>新たな長期入院を防ぎ、精神障がい者が安心して地域生活が送れるよう、行政及び医療機関や相談支援事業所など関係機関の連携を強化すると共に、関係職員の技術力を高め、効果的な支援体制を構築し、精神保健医療福祉の体制整備を進めます。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>(1) 精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会の開催</p> <p>標記連絡会は、行政関係職員、医療機関職員、相談支援事業所等福祉関係職員により構成され、会議や研修会、社会資源見学ツアー等を実施することで情報の共有、連携の強化、人材育成をはかり、もって地域移行・地域定着支援の体制を強化します。</p> <p>官民協働の多職種で構成される運営委員会で連絡会の内容を企画、運営します。</p> <p>(2) 精神科病院との協議</p> <p>市内の精神科病院と、個別に情報交換を行い、各医療機関の状況を把握し、課題の抽出をすると共に地域移行を進める上で必要な精神保健医療福祉の体制について協議を行います。</p> <p>(3) アパート暮らし体験事業（地域生活支援センターふらっとに委託）</p> <p>一人暮らしへのイメージをより具体的に持ってもらうため、宿泊体験ができるよう民間アパートの1室を提供しています。</p> <p>【財源措置】</p> <p>地域生活支援事業費補助金（居宅確保事業）…国1／2、県1／4</p>		

10. 自殺総合対策事業費

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
24,095 千円	31,448 千円	7,353 千円
<p>【事業の概要】</p> <p>本市での自殺の現状を踏まえ、相談支援、関係機関・団体との連携、人材育成、普及啓発等により、総合的な自殺対策を実施します。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>1 相談支援事業（25,684 千円）</p> <p>①くらしとこころの総合相談会 中央区で開催する定例開催に加え、中央区以外の区でも開催します。</p> <p>②こころといのちの寄り添い支援事業 3次救急医療機関に加え、2次救急医療機関を対象とします。</p> <p>③電話相談事業 こころといのちのホットライン事業に加え、県市共同で相談時間を延長し、24時間対応とします。</p> <p>2 連携体制推進事業（2,112 千円）</p> <p>①自殺対策協議会、自殺総合対策庁内推進会議、実務者ネットワーク会議を開催し、庁内外の関係機関・団体と連携を図ります。</p> <p>②働き盛りの年代における自殺対策作業部会を継続するとともに、若年層における自殺対策作業部会を新設します。</p> <p>3 人材育成事業（3,171 千円）</p> <p>①自殺予防ゲートキーパー研修、医療・福祉関係者向け自殺対策研修会を開催します。</p> <p>②若年層の支援機関等を対象に、自殺予防研修会を開催します。</p> <p>4 普及啓発事業（59 千円） 自殺防止街頭キャンペーンを実施します。</p> <p>5 民間団体支援（422 千円） 「新潟いのちの電話」に対し、運営費の一部を補助します。</p> <p>【財源措置】</p> <p>新潟県地域自殺対策強化事業市町村事業補助金（県 10/10） 精神保健費等国庫負担（補助）金地域自殺予防情報センター運営事業費（国 1/2）</p>		